


# 高年齢者雇用状況等報告の記入方法



 **厚生労働省**  
職業安定局  
高齢者雇用対策課



## これまでの高年齢者雇用安定法 ～65歳までの雇用確保（義務）～

- 60歳未満の定年禁止
- 65歳までの雇用確保措置
  1. 65歳までの定年引き上げ
  2. 定年制の廃止
  3. 65歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入



## 改正のポイント ～70歳までの就業機会の確保（努力義務）～

上記に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置として、以下のいずれかの措置を講ずる努力義務を新設。（令和3年4月1日施行）

1. 70歳までの定年引き上げ
2. 定年制の廃止
3. 70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入  
（特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む）
4. 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
5. 70歳まで継続的に社会貢献事業に従事できる制度の導入
  - a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
  - b. 事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

創業支援等措置

(高年齢者雇用状況等報告書の項目番号) ⑧定年  
⑨定年の改定予定等

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第33条第1項の規定により、令和3年6月1日現在の状況を下記のとおり報告します。  
厚生労働大臣 殿 令和3年〇月〇日

事業主	①(ふりがな) 名称(法人の場合) 又は 氏名(個人事業の場合)					②(ふりがな) 代表者氏名 (法人の場合)					
	③住所 (法人にあっては主たる事業所の所在地)	〒( )				電話番号	( )				
	④法人番号										
事業種類の	⑤産業分類番号	事業の具体的内容 ( )		⑥労働組合の有無	<input type="checkbox"/> イ あり <input type="checkbox"/> ロ なし	⑦雇用保険適用事業所番号					
定年制の状況	⑧定年	<input type="checkbox"/> イ 定年なし <input checked="" type="checkbox"/> ロ 定年あり(定年年齢 <u>60</u> 歳)									
	⑨定年の改定予定等	<input type="checkbox"/> イ 改定予定あり(令和__年__月より__歳) <input type="checkbox"/> ロ 廃止予定あり(令和__年__月に廃止) <input checked="" type="checkbox"/> ハ 改定又は廃止を検討中 <input type="checkbox"/> ニ 改定・廃止予定なし									

定年年齢70歳に改定を検討している場合



⑩ 継続雇用制度

令和2年まで

継続雇用制度の状況

⑨ 継続雇用制度

- (イ) 就業規則等で継続雇用制度を定めている
- a 継続雇用先  (イ) 自社  (ロ) 親会社・子会社等 (以下「子会社等」という)  (ハ) 関連会社等
- b 対象
- (イ) 希望者全員を対象 ( 65 歳まで雇用  
更に基準に該当する者を \_\_\_\_\_ 歳まで雇用  
基準の根拠 (  (a) 労使協定を締結して就業規則等に反映  (b) 労使協定を締結せず就業規則等のみ ) )
- (注) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号。以下「改正法」という。)に規定する経過措置に基づく対象者を限定する基準が有る企業は (イ) に記入
- (ロ) 基準に該当する者を対象 ( \_\_\_\_\_ 歳まで雇用  
基準の根拠 (  (a) 労使協定を締結して就業規則等に反映  (b) 労使協定を締結せず就業規則等のみ ) )
- (ロ) 制度として導入していない (運用により継続雇用を行う場合を含む)

令和3年から

継続雇用制度の状況

⑩ 継続雇用制度

- (イ) 就業規則等で継続雇用制度を定めている
- a 継続雇用先
- ・ 65歳未満  (イ) 自社  (ロ) 親会社・子会社等 (以下「子会社等」という)  (ハ) 関連会社等
  - ・ 65歳以上  (イ) 自社  (ロ) 子会社等  (ハ) 関連会社等  (ニ) その他の会社
- b 対象
- (イ) 希望者全員を対象 ( 65 歳まで雇用  
更に基準に該当する者を 70 歳まで雇用
- ・ 基準 (65歳未満) の根拠 (  (a) 労使協定を締結して就業規則等に反映  (b) 労使協定を締結せず就業規則等のみ )
  - ・ 基準 (65歳以上) の根拠 (  (a) 労使合意を得て就業規則等に反映  (b) 労使合意を得ず就業規則等のみ )
- (注) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号。以下「平成24年改正法」という。)に規定する経過措置に基づく対象者を限定する基準が有る企業は (イ) に記入
- (ロ) 基準に該当する者を対象 ( \_\_\_\_\_ 歳まで雇用
- ・ 基準 (65歳未満) の根拠 (  (a) 労使協定を締結して就業規則等に反映  (b) 労使協定を締結せず就業規則等のみ )
  - ・ 基準 (65歳以上) の根拠 (  (a) 労使合意を得て就業規則等に反映  (b) 労使合意を得ず就業規則等のみ )
- (ロ) 制度として導入していない (運用により継続雇用を行う場合を含む)

令和3年  
内容変更

## ⑩ 継続雇用制度

定年年齢60歳、  
希望者全員65歳まで自  
社で継続雇用する制度  
の場合

令和2年まで

継続雇用制度の状況

⑨ 継続雇用制度

- イ 就業規則等で継続雇用制度を定めている
  - a 継続雇用先  (イ) 自社  (ロ) 親会社・子会社等
  - b 対象
    - (イ) 希望者全員を対象 ( 65 歳まで雇用  
更に基準に該当する者を \_\_\_\_\_ 歳まで雇用  
基準の根拠 (  (a) 労使協定を締結して就業規則等に反映  (b) 労使協定を締結せず就業規則等のみ ) )
    - (注) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律(平成24年法律第78号。以下「改正法」という。)に規定する経過措置に基づく対象者を限定する基準が有る企業は (イ) に記入
    - (ロ) 基準に該当する者 ( \_\_\_\_\_ 歳まで雇用  
基準の根拠 (  (a) 労使協定を締結して就業規則等に反映  (b) 労使協定を締結せず就業規則等のみ ) )
- ロ 制度として導入していない

65歳まで希望者全員を  
継続雇用する場合  
↓  
継続雇用先は**65歳未満**  
と**65歳以上**を記入

令和3年から

- イ 就業規則等で継続雇用制度を定めている
  - a 継続雇用先
    - ・ 65歳未満  (イ) 自社  (ロ) 親会社・子会社等 (以下「子会社等」という)  (ハ) 関連会社等
    - ・ 65歳以上  (イ) 自社  (ロ) 子会社等  (ハ) 関連会社等  (ニ) その他の会社
  - b 対象
    - (イ) 希望者全員を対象 ( 65 歳まで雇用  
更に基準に該当する者を 70 歳まで雇用  
基準 (65歳未満) の根拠 (  (a) 労使協定を締結して就業規則等に反映  (b) 労使協定を締結せず就業規則等のみ ) )
    - ・ 基準 (65歳以上) の根拠 (  (a) 労使合意を得て就業規則等に反映  (b) 労使合意を得ず就業規則等のみ ) )
    - (注) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号。以下「平成24年改正」という。)に規定する経過措置に基づく対象者を限定する基準が有る企業は (イ) に記入
    - (ロ) 基準に該当する者 ( \_\_\_\_\_ 歳まで雇用  
基準 (65歳未満) の根拠 (  (a) 労使協定を締結して就業規則等に反映  (b) 労使協定を締結せず就業規則等のみ ) )
    - ・ 基準 (65歳以上) の根拠 (  (a) 労使合意を得て就業規則等に反映  (b) 労使合意を得ず就業規則等のみ ) )
  - ロ 制度として導入していない (運用により継続雇用を行う場合を含む)

更に基準に該当する者を  
70歳まで雇用する場合  
↓  
基準の根拠は**65歳以上**  
**のみ**記入

# ⑪ 継続雇用制度の導入・改定予定

## イ a 継続雇用先として、複数該当する項目があれば全てチェック

継続雇用制度の状況	⑩ 継続雇用制度	<input checked="" type="checkbox"/> イ 就業規則等で継続雇用制度を定めている → a 継続雇用先 ・ 65歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> (イ) 自社 <input checked="" type="checkbox"/> (ロ) 親会社・子会社等 (以下「子会社等」という) <input type="checkbox"/> (ハ) 関連会社等 ・ 65歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> (イ) 自社 <input checked="" type="checkbox"/> (ロ) 子会社等 <input type="checkbox"/> (ハ) 関連会社等 <input type="checkbox"/> (ニ) その他の会社 → b 対象 → <input checked="" type="checkbox"/> (イ) 希望者全員を対象 ( <u>67</u> 歳まで雇用 更に基準に該当する者を _____ 歳まで雇用 ・ 基準 (65歳未満) の根拠 <input type="checkbox"/> (a) 労使協定を締結して就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> (b) 労使協定を締結せず就業規則等のみ) ・ 基準 (65歳以上) の根拠 <input type="checkbox"/> (a) 労使合意を得て就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> (b) 労使合意を得ず就業規則等のみ ) (注) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号。以下「平成24年改正法」という。)に規定する経過措置に基づく対象者を限定する基準が有る企業は (イ) に記入 → <input type="checkbox"/> (ロ) 基準に該当する者を対象 ( _____ 歳まで雇用 ・ 基準 (65歳未満) の根拠 <input type="checkbox"/> (a) 労使協定を締結して就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> (b) 労使協定を締結せず就業規則等のみ) ・ 基準 (65歳以上) の根拠 <input type="checkbox"/> (a) 労使合意を得て就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> (b) 労使合意を得ず就業規則等のみ ) <input type="checkbox"/> ロ 制度として導入していない (運用により継続雇用を行う場合を含む)
	⑪ 継続雇用制度の導入・改定予定	<input checked="" type="checkbox"/> イ 継続雇用制度の導入・改定予定あり (令和 <u>4</u> 年 <u>4</u> 月より <u>70</u> 歳まで雇用) → 内容 <input type="checkbox"/> (イ) 経過措置の基準の廃止 <input type="checkbox"/> (ロ) 新規導入 <input type="checkbox"/> (ハ) 上限年齢の引上げ <input type="checkbox"/> (ニ) その他 <input type="checkbox"/> ロ 継続雇用制度の導入・改定を検討中 <input type="checkbox"/> ハ 継続雇用制度の導入・改定予定なし

70歳までの継続雇用制度の導入予定がある場合

令和3年  
新項目

- ⑫創業支援等措置（65歳以上における業務委託・社会貢献）
- ⑬創業支援等措置の改定予定

### （例）基準に該当する者を70歳まで業務委託契約の対象とする場合

⑫創業支援等措置（65歳以上における業務委託・社会貢献）	<p><input checked="" type="checkbox"/>イ 創業支援等措置を実施している</p> <p>→ a 実施している措置 (<input checked="" type="checkbox"/>イ)業務委託 <input type="checkbox"/>ロ)自社が実施する社会貢献事業 <input type="checkbox"/>ハ)自社が事業を委託する団体が実施する社会貢献事業 <input type="checkbox"/>ニ)自社が出資等を行う団体が実施する社会貢献事業)</p> <p>→ b 過半数労働組合等の同意 (<input checked="" type="checkbox"/>イ)同意を得ている <input type="checkbox"/>ロ)同意を得ていない)</p> <p>→ c 対象</p> <p>→ <input type="checkbox"/>イ)希望者全員を対象 ( _____ 歳まで就業支援 更に基準に該当する者について _____ 歳まで就業支援 ・基準の根拠 (<input type="checkbox"/>a)労使合意を得て就業規則等に反映 <input type="checkbox"/>b)労使合意を得ず就業規則等のみ )</p> <p>→ <input checked="" type="checkbox"/>ロ)基準に該当する者を対象 ( <b>70</b> 歳まで就業支援 ・基準の根拠 <input checked="" type="checkbox"/>a)労使合意を得て就業規則等に反映 <input type="checkbox"/>b)労使合意を得ず就業規則等のみ )</p> <p><input type="checkbox"/>ロ 創業支援等措置を実施していない (運用により起業支援等を実施する場合を含む)</p>
------------------------------	---

### 創業支援等措置とは

- ・ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ・ 70歳まで継続的に社会貢献事業に従事できる制度の導入
  - a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
  - b. 事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業



令和3年  
新項目

⑫創業支援等措置（65歳以上における業務委託・社会貢献）  
⑬創業支援等措置の改定予定

<p>⑫創業支援等措置（65歳以上における業務委託・社会貢献）</p>	<p><input type="checkbox"/>イ 創業支援等措置を実施している          →a 実施している措置（<input type="checkbox"/>（イ）業務委託 <input type="checkbox"/>（ロ）自社が実施する社会貢献事業 <input type="checkbox"/>（ハ）自社が事業を委託する団体が実施する社会貢献事業 <input type="checkbox"/>（ニ）自社が出資等を行う団体が実施する社会貢献事業）          →b 過半数労働組合等の同意（<input type="checkbox"/>（イ）同意を得ている <input type="checkbox"/>（ロ）同意を得ていない）          →c 対象          →<input type="checkbox"/>（イ）希望者全員を対象（_____歳まで就業支援          更に基準に該当する者について_____歳まで就業支援          ・基準の根拠（<input type="checkbox"/>（a）労使合意を得て就業規則等に反映 <input type="checkbox"/>（b）労使合意を得ず就業規則等のみ））          →<input type="checkbox"/>（ロ）基準に該当する者を対象（_____歳まで就業支援          ・基準の根拠（<input type="checkbox"/>（a）労使合意を得て就業規則等に反映 <input type="checkbox"/>（b）労使合意を得ず就業規則等のみ））  <input checked="" type="checkbox"/>ロ 創業支援等措置を実施していない（運用により起業支援等を実施する場合を含む）</p>
<p>⑬創業支援等措置の改定予定</p>	<p><input type="checkbox"/>イ 創業支援等措置の導入・改定予定あり（令和_____年_____月より_____歳まで就業支援）          →内容（<input type="checkbox"/>（イ）対象者限定基準の廃止 <input type="checkbox"/>（ロ）新規導入 <input type="checkbox"/>（ハ）上限年齢の引き上げ <input type="checkbox"/>（ニ）その他）  <input type="checkbox"/>ロ 創業支援等措置の導入・改定に向けて過半数労働組合等との協議を行っている（過半数労働組合等との同意を得るための協議を含む）  <input checked="" type="checkbox"/>ハ 創業支援等措置の導入・改定を検討中 <input type="checkbox"/>ニ 創業支援等措置の導入・改定予定なし</p>

創業支援等措置の導入  
を検討している場合



## ⑭66歳以上まで働ける制度等(定年の廃止・引上げ等を除く)の状況

- ・ 66歳以上まで働ける制度がまったくない場合
- ・ 制度はあるが具体的・客観的な基準ではなく、例えば会社が必要と認める者等のように個別の判断により、継続就労が可能な制度がある場合等の状況を記入するものです。

⑧定年「イ 定年なし」の場合や、⑩継続雇用制度と⑫創業支援等措置の対象年齢のいずれかが70歳以上の場合(年齢の規定がない場合を含みます)は、この欄は記入しないでください。

### (例1) 定年年齢65歳以降も就業規則等において、会社が必要と認める者を雇用する制度がある場合

<p>⑭66歳以上まで働ける制度等(定年の廃止・引上げ等を除く)の状況</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>イ 自社又は子会社等で会社の実情に応じ会社が必要と認める者等を66歳以上まで働ける制度を就業規則等に定めている → (□イ)該当する者を 歳まで雇用 <input checked="" type="checkbox"/> (ロ)上限年齢を規定していない</p> <p><input type="checkbox"/>ロ 上記イの制度を就業規則等に定めていない → (□イ)導入予定あり □(ロ)検討中 □(ハ)66歳以上まで雇用する慣行がある □(ニ)予定なし</p>
---	--

### (例2) 希望者全員を65歳まで継続雇用する制度があった上で、就業規則に定めはないが、必要に応じて66歳以上も雇用する慣行がある場合で、かつ翌年4月から就業規則等に規定する場合

<p>⑭66歳以上まで働ける制度等(定年の廃止・引上げ等を除く)の状況</p>	<p><input type="checkbox"/>イ 自社又は子会社等で会社の実情に応じ会社が必要と認める者等を66歳以上まで働ける制度を就業規則等に定めている → (□イ)該当する者を 歳まで雇用 <input type="checkbox"/> (ロ)上限年齢を規定していない</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>ロ 上記イの制度を就業規則等に定めていない → <input checked="" type="checkbox"/> (イ)導入予定あり □(ロ)検討中 □(ハ)66歳以上まで雇用する慣行がある □(ニ)予定なし</p>
---	--

求職活動支援書（※）の対象となる高年齢者等が70歳未満まで拡大されました。

⑩過去1年間の離職者の状況（うち女性）	解雇等による45歳以上70歳未満の離職者数	2	人（うち女性	1	人）
	うち求職活動支援書を作成した対象者数	2	人（うち女性	1	人）

令和3年度の報告においては、令和2年6月1日から令和3年3月31日までは45歳以上65歳未満の状況を、令和3年4月1日から5月31日までは45歳以上70歳未満の状況を記入してください。

### ※求職活動支援書とは

解雇等により離職することとなっている45歳以上70歳未満（令和3年3月31日までは65歳未満）の高年齢者等が希望するときに、その円滑な再就職を促進するために、事業主が作成する、その高年齢者等の職務の経歴、職業能力その他のその高年齢者等の再就職に資する事項を明らかにする書面のことをいいます。

- ①解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く）
- ②継続雇用制度の対象者となる基準（平成24年改正の経過措置に基づくもの）に該当しなかったことによる退職
- ③事業主の都合による退職
- ④令和3年4月1日以降において、創業支援等措置による契約が事業主都合により終了する場合（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く）

令和3年  
新項目

⑰過去1年間の定年到達者等の状況（65歳未満）

定年年齢が64歳までの  
場合のみ記入

（例）定年年齢60歳の場合

継続雇用を希望せず、  
60歳で定年退職した者  
→(b)に記入

60歳以降も継続雇用された者  
→(c)に記入

60歳以降も継続雇用された  
者のうち、子会社等・関連  
会社等で継続雇用された者  
→(d)に記入

⑰過去1年間の定年到達者 等の状況（65歳未満）	(a) 定年到達 者の総数 ((b) + (c) + (e))	(b) 定年退職者 数(継続雇用 を希望しな い者)	(c) 継続雇用者 数	(d) うち子会 社等・関連 会社等での継続 雇用者数	(e) 定年退職者数(継続 雇用を希望したが継 続雇用されなかった 者)	(f) 継続雇用の終了 による離職者数
	(うち女性)	6人 ( 3人)	2人 ( 1人)	4人 ( 2人)	0人 ( 0人)	0人 ( 0人)

(b) (c) (e) の合計  
→(a)に記入

60歳以降も継続雇用を希望し  
たが、就業規則の解雇事由  
に該当する等により、継続雇  
用されなかった者  
→(e)に記入

継続雇用の上限年齢に達したこと  
により退職した者  
→(f)に記入  
※ 上限年齢が65歳以上の場合  
も、当該年齢で離職した者を  
人数に加えて記入  
具体的な記載方法はQ&Aを  
ご参照ください。

令和3年  
新項目

⑱過去1年間の定年到達者等の状況（65歳以上）

（例）定年年齢65歳、希望者全員を70歳まで継続雇用する場合

65歳以降継続雇用を希望せず、65歳で退職した  
→(b)に記入

65歳以降も継続雇用された者  
→(c)に記入

65歳以降も継続雇用された者のうち、子会社等・関連会社等で継続雇用された者  
→(d)に記入

65歳以降も継続雇用された者のうち、その他会社での継続雇用者数  
→(e)に記入

⑱過去1年間の定年到達者等の状況（65歳以上）  (うち女性)	(a) 定年到達者の総数 ((b) + (c) + (f) + (g) + (h))	(b) 定年退職者数（継続雇用を希望しない者）	(c) 継続雇用者数	(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e) うちその他の会社での継続雇用者数 ※	(f) 定年退職者数（継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者）	(g) 業務委託契約締結制度を利用する者 ※	(h) 社会貢献事業への従事制度を利用する者 ※	(i) 就業確保措置終了による離職者数 ※
	8人 (4人)	6人 (3人)	2人 (1人)	2人 (1人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	2人 (1人)

(b) (c) (f) (g) (h) の合計  
→(a)に記入

65歳以降も継続雇用を希望したが、就業規則の解雇事由に該当する等により、継続雇用されなかった者  
→(f)に記入

65歳以降、業務委託契約締結制度を利用する者  
→(g)に記入

65歳以降、社会貢献事業への従事制度を利用する者  
→(h)に記入

就業確保措置が終了し退職した者  
→(i)に記入

※(e)及び(g)～(i)は令和3年4月1日から令和3年5月31日までの期間において、該当する者を記入してください。

令和3年  
新項目

⑱過去1年間の定年到達者等の状況（65歳以上）

（例）定年年齢65歳、希望者全員を70歳まで継続雇用する場合

65歳以降継続雇用を希望せず、65歳で退職した  
→(b)に記入

65歳以降も継続雇用された者  
→(c)に記入

65歳以降も継続雇用された者のうち、子会社等・関連会社等で継続雇用された者  
→(d)に記入

65歳以降も継続雇用された者のうち、その他会社での継続雇用者数  
→(e)に記入

⑱過去1年間の定年到達者等の状況（65歳以上）	(a)定年到達者の総数 ((b)+(c)+(f)+(g)+(h))	(b)定年退職者数（継続雇用を希望しない者）	(c)継続雇用者数	(d)うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数		(f)定年退職者数（継続雇用を希望した者が継続雇用されなかった者）	(g)業務委託契約締結制度を利用する者 ※	(h)社会貢献事業への従事制度を利用する者 ※	(i)就業確保措置終了による離職者数 ※
				(d)うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e)うちその他の会社での継続雇用者数 ※				
(うち女性)	8人 (4人)	6人 (3人)	2人 (1人)	2人 (1人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	2人 (1人)

(b) (c) (f) (g) (h) の合計  
→(a)に記入

<就業確保措置>

1. 70歳までの定年引き上げ
2. 定年制の廃止
3. 70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入
4. 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
5. 70歳まで継続的に社会貢献事業に従事できる制度の導入

就業確保措置が終了し退職した者  
→(i)に記入

※(e)及び(g)～(i)は令和3年4月1日から令和3年5月31日までの期間において、該当する者を記入してください。

記入いた  
だく際の  
留意点

## 2種類の継続雇用制度を導入している場合

(例) 定年年齢60歳、希望者全員を65歳まで継続雇用し、更に基準に該当する者を70歳まで継続雇用することを就業規則に規定している場合

### ⑰(f)の記入方法

「65歳の継続雇用制度の上限年齢に到達し、70歳までの継続雇用制度の対象とならずに退職した者の数」と「70歳までの継続雇用制度の上限年齢に到達し退職した者の数」

⑰過去1年間の定年到達者等の状況（65歳未満）	(a) 定年到達者の総数 ((b) + (c) + (e))	(b) 定年退職者数（継続雇用を希望しない者）	(c) 継続雇用者数	(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e) 定年退職者数（継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者）	(f) 継続雇用の終了による離職者数

更に、⑰に加えて、⑱にも記入ください。留意点は下記のとおりです。

- (b) : 65歳の継続雇用制度の上限年齢に到達し、更に基準に該当する者に対する継続雇用を希望せずに退職した者及び70歳までの継続雇用制度の上限年齢に到達し退職した者の数を記入
- (c) : 65歳の継続雇用制度の上限に到達し、更に基準に該当するものとして継続雇用された者の数を記入
- (i) : 令和3年4月1日から令和3年5月31日までの期間に、70歳までの継続雇用制度の上限年齢に到達し退職した者の数を記入

⑱過去1年間の定年到達者等の状況（65歳以上）	(a) 定年到達者の総数 ((b) + (c) + (f) + (g) + (h))	(b) 定年退職者数（継続雇用を希望しない者）	(c) 継続雇用者数	(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e) うちその他の会社での継続雇用者数	(f) 定年退職者数（継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者）	(g) 業務委託契約締結制度を利用する者	(h) 社会貢献事業への従事制度を利用する者	(i) 就業確保措置終了による離職者数



記入いた  
だく際の  
留意点

## 2種類の継続雇用制度を導入している場合

(例) 定年年齢60歳、希望者全員を65歳まで継続雇用し、更に基準に該当する者を70歳まで継続雇用することを就業規則に規定している場合

### ⑰(f)の記入方法

「65歳の継続雇用制度の上限年齢に到達し、70歳までの継続雇用制度の」と「70歳までの継続雇用制度の上限年齢に到達し退職した者の数」

継続雇用制度の内容によって、記載方法が異なります。詳細はQ&Aをご参照ください。

⑰過去1年間の定年到達者等の状況（65歳未満）	(a) 定年到達者の総数 ((b) + (c) + (e))	(b) 定年退職者数（継続雇用を希望しない者）	(c) 継続雇用者数	(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e) うち継続雇用者	(f) うち継続雇用者
	(うち女性)	6人 ( 3人)	2人 ( 1人)	4人 ( 2人)	0人 ( 0人)	0人 ( 0人)

更に、⑰に加えて、⑱にも記入ください。留意点は下記のとおりです。

- (b) : 65歳の継続雇用制度の上限年齢に到達し、更に基準に該当する者に対する継続雇用を希望せずに退職した者及び70歳までの継続雇用制度の上限年齢に到達し退職した者の数を記入
- (c) : 65歳の継続雇用制度の上限に到達し、更に基準に該当するものとして継続雇用された者の数を記入
- (i) : 令和3年4月1日から令和3年5月31日までの期間に、70歳までの継続雇用制度の上限年齢に到達し退職した者の数を記入

⑱過去1年間の定年到達者等の状況（65歳以上）	(a) 定年到達者の総数 ((b) + (c) + (f) + (g) + (h))	(b) 定年退職者数（継続雇用を希望しない者）	(c) 継続雇用者数	(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e) うちその他の会社での継続雇用者数	(f) 定年退職者数（継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者）	(g) 業務委託契約締結制度を利用する者	(h) 社会貢献事業への従事制度を利用する者	(i) 就業確保措置終了による離職者数
	(うち女性)	8人 ( 4人)	6人 ( 3人)	2人 ( 1人)	2人 ( 1人)	0人 ( 0人)	0人 ( 0人)	0人 ( 0人)	0人 ( 0人)



令和3年  
新項目

⑳過去1年間の継続雇用等の対象者に係る基準の適用状況  
(就業確保措置関係)

※令和3年度の報告においては、令和3年4月1日から5月31日までの状況を記入してください。

基準を設けて、以下の措置を講じている場合に記入します。

1. 70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入
2. 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
3. 70歳まで継続的に社会貢献事業に従事できる制度の導入

65歳以降の継続雇用等を希望せず、  
65歳で退職した者  
→(b)に記入

65歳以降も継続雇用等された者  
→(c)に記入

⑳過去1年間の継続雇用等の対象者に係る基準の適用状況（70歳までの就業確保措置関係）	(a) 基準を適用できる年齢に到達した者の総数 ((b) + (c) + (d))	(b) 継続雇用等終了者数(継続雇用等の更新を希望しない者)	(c) 継続雇用等の対象者数(基準に該当し引き続き継続雇用等された者)	(d) 継続雇用等終了者数(基準に該当しない者)
(うち女性)	6人 ( 3人)	2人 ( 1人)	4人 ( 2人)	0人 ( 0人)

(b) (c) (d) の合計  
→(a)に記入

65歳以降も継続雇用等を希望したが、基準に該当せず継続雇用等されなかった者  
→(d)に記入

電子申請をご利用ください

電子申請は令和3年6月1日以降ご利用いただけます。

高齢者雇用状況等報告はインターネットを利用した電子申請でご提出いただけます。

電子申請は、総務省のe-Govが受け付けておりますので、端末の設定などの申請方法は以下にお問い合わせください。

050-3786-2225 ナビダイヤル ※全国一律市内通話料金  
受付時間 平日：9:00～19:00、土日祝：9:00～17:00